



派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検表

(自主点検結果報告書)

平成20年 厚生労働省

(平成 年 月 日)

事業場の名称			代表者職氏名		
所在地	電話番号 ( )			事業の種類	
点検者職氏名			労働者派遣事業の種類	1 一般労働者派遣事業 又は 2 特定労働者派遣事業	
労働者数	人	派遣労働者数	人	うち常用雇用者数	人
				うち登録者数	人

○ 派遣労働者に係る労働災害発生状況

	平成17年	平成18年	平成19年
労働災害に被災した派遣労働者数 (人)			
うち 不労災害			
うち 1月未満の休業災害			
うち 1月以上の休業災害			

- ・自主点検の結果について、別添の「派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検表」の「点検結果」欄の該当番号等を、次の「点検結果」記入欄に記入の上、報告してください。
- ・なお、別添の「派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検表」を提出していただく必要はありません。
- ・本点検表を行政目的以外に使用することはありません。

○ 点検結果

第1 派遣労働者について

1-1	1-2(複数回答可)	1-3 派遣期間	1日	2日以上1週間以内	1週間超1月以内	1月超3月以内	3月超6月以内	6月超1年以内	1年起
( )	( )	のべ人数	人	人	人	人	人	人	人

1-4								
A	B	C	D	E	F	G	H	I
人	人	人	人	人	人	人	人	( )

第2 安全衛生管理体制について

2-1	2-2	2-3	2-4	2-5

第3 安全衛生教育について

・3-1でA、Bのいずれかが「1」の場合は、3-2、3-3を記入

・3-5で「1」の場合は、3-6を記入

3-1		3-2(複数回答可)		3-3		3-4(複数回答可)	3-5	3-6	3-7
A	B	A	B	A	B	( )	( )	( )	( )

第4 労働災害が発生した後の対応について

・4-1で「1」の場合は4-2を記入し、「2」の場合は4-3を記入

第5 外国人の派遣労働者について

・5-1で「1」の場合は、5-2を記入

4-1	4-2(複数回答可)	4-3(複数回答可)	5-1	5-2(複数回答可)
	( )	( )		( )

第6 派遣労働者を使用する上での安全衛生上の問題点について

・6-1で「1」の場合は、6-2を記入

6-3(自由記入欄)

6-1	6-2(複数回答可)	6-3(自由記入欄)
	( )	

## 派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検表【派遣元用】

この自主点検は、派遣労働者に関する労働災害防止対策の状況を改めて点検していただくことにより、貴事業場における安全衛生水準の向上に役立  
ていただくものです。

点検項目	点検結果	
<b>第1 派遣労働者について</b>  1-1 現在、労働者を派遣している事業場はいくつありますか。		
	10 事業場以下	1
	11~50 事業場	2
	51~100 事業場	3
	100 事業場を超える（自主点検結果報告書の記入欄の括弧内に4と記入の上、括弧内に事業場数をご記入ください。）	4
1-2 労働者をどのような業種の事業場に派遣していますか。（複数回答可）		
	金属製品製造業	1
	輸送用機械等製造業	2
	食料品製造業	3
	上記以外の製造業	4
	運輸交通業	5
	商業	6
	上記以外のもの（自主点検結果報告書の記入欄の括弧内に7と記入の上、括弧内に事業場数をご記入ください。）	7
1-3 平成19年中に派遣した労働者の派遣期間はどの程度ですか。 派遣期間ごとに派遣労働者ののべ人数を記入してください。	派遣期間	のべ人数
	1 日	
	2 日以上 1 週間以内	
	1 週間を超え 1 月以内	
	1 月を超え 3 月以内	
	3 月を超え 6 月以内	
	6 月を超え 1 年以内	
	1 年を超える	

1-4 派遣労働者をどのような業務に派遣しています。業務ごとに人数を記入してください。

	業 務	人 数
A	情報処理システム開発等専門的な知識技術を要する業務等 <sup>注)</sup>	
B	一般事務	
C	物の加工	
D	製品等の組立	
E	機械の運転・操作	
F	検査	
G	運搬	
H	梱包	
I	その他（自主点検結果報告書の記入欄の括弧内に具体的な内容を記入した上、人数を記入してください。）	

注) 労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務

## 第2 安全衛生管理体制について

2-1 総括安全衛生管理者を選任していますか。

● 表1に掲げる業種及び規模の事業場ごとに、総括安全衛生管理者の選任が義務付けられています。（労働安全衛生法第10条）

例えば、貴事業場の業種が「派遣業」であれば、常時使用する労働者数が1000人以上の場合、総括安全衛生管理者の選任が必要となります。

表1

業 種	常時使用する労働者数
① 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	100人以上
② 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300人以上
③ その他の業種	1000人以上

選任している	選任していない	該当しない
1	2	3

注) 2-1、2-2及び2-3における「常時使用する労働者数」の算定に当たっては、派遣労働者を含める必要があります。

2-2 衛生管理者又は衛生推進者等を選任していますか。

- 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生管理者の選任が義務付けられています。(労働安全衛生法第 12 条)
- また、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場においては、2-1 の表 1 の①及び②の業種の場合は安全衛生推進者の、それ以外の業種の場合は衛生推進者の選任が義務付けられています。(労働安全衛生法第 12 条の 2)

2-3 産業医を選任していますか。

- 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、産業医の選任が義務付けられています。(労働安全衛生法第 13 条)

2-4 派遣労働者に対して、一般健康診断を実施していますか。

- 常時使用する労働者に対し、雇入れの際及びその後 1 年以内ごとに一回、定期的に、一般健康診断を実施することが義務付けられています。(労働安全衛生法第 66 条第 1 項)

2-5 長時間の時間外・休日労働を行っている派遣労働者に対して、医師による面接指導を実施していますか。

- 労働者の週 40 時間を超える労働が 1 月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければなりません。(労働安全衛生法第 66 条の 8)

### 第 3 安全衛生教育について

3-1 派遣労働者を雇い入れたとき、安全衛生教育を実施していますか (A)。また、派遣労働者の行う作業内容を変更したとき、安全衛生教育を実施していますか (B)。

- 労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければなりません。(労働安全衛生法第 59 条、労働安全衛生規則第 35 条)

選任している	選任していない	該当しない
1	2	3

選任している	選任していない	該当しない
1	2	3

実施している	実施していない
1	2

実施している	実施していない	該当しない
1	2	3

	実施している	実施していない
A 派遣労働者を雇い入れた時	1	2
B 作業内容を変更した時	1	2

(3-4 へ)  
↓  
(\* )

㊦ 労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければなりません。(労働安全衛生法第59条第2項)

㊦ 派遣先は、派遣元事業主が派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、派遣労働者が従事する業務に係る情報を派遣元事業主に対し積極的に提供するとともに、派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣労働者の安全衛生に係る措置を実施するために必要な協力や配慮を行うこととされています。(派遣先が講ずべき措置に関する指針の「17 安全衛生に係る措置」)

3-2 3-1 のA、Bのいずれかで「1 (実施している)」の場合、どのような内容について安全衛生教育を行っていますか。(複数回答可)

(\*)

教育内容	A	B
機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事	1	1
安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事	2	2
作業手順に関する事	3	3
作業開始時の点検に関する事	4	4
派遣先における業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事	5	5
整理、整頓及び清潔の保持に関する事	6	6
事故時等における応急措置及び退避に関する事	7	7
派遣先における業務に関し禁止されている事項に関する事	8	8
その他(自主点検結果報告書の記入欄に9と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。)	9	9

(3-3へ)

3-3 3-1のA、Bのいずれかで「1（実施している）」の場合、教育に要する時間数は概ねどの程度ですか。

教育に要する時間	A	B
30分未満	1	1
30分以上～1時間未満	2	2
1時間以上～2時間未満	3	3
2時間以上～3時間未満	4	4
3時間以上～1日未満	5	5
1日以上	6	6

3-4 派遣労働者の安全衛生教育を実施する上で困難なことはありますか。（複数回答可）

教育を担当する者がいない	1
適当な教材がない	2
教育対象者が全員集まる機会がない	3
経費が高い	4
派遣依頼から派遣までの期間が短く時間がない	5
派遣先からの協力が得られない	6
その他（自主点検結果報告書の記入欄に7と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。）	7

3-5 安全衛生教育の実施について、派遣先に実施してもらおうよう依頼したことがありますか。

ある	ない
1	2

(3-7へ)



3-6 3-5で「1（ある）」の場合、派遣先はどのような対応をしましたか。

実施された	実施されなかった	把握していない
1	2	3

3-7 資格等が必要な業務に労働者を派遣するに当たり、必要な資格等を取  
得させるようにしていますか

● 次に掲げる業務など一定の業務については、都道府県労働局長の  
免許を受けた者等資格を有する者でなければ従事させてはいけませ  
ん。(労働安全衛生法第 61 条)

● このような業務に無資格者を派遣することも禁じられています。  
(派遣法第 45 条第 6 項)

①クレーン (つり上げ荷重 5 トン以上) 又は移動式クレーン (つ  
り上げ荷重 1 トン以上) の運転、②玉掛け作業 (つり上げ荷重 1 ト  
ン以上のクレーン (移動式クレーンを含む) に係るもの)、③フォ  
ークリフト等荷役機械 (最大荷重 1 トン以上) の運転、④ガス溶接

第 4 労働災害が発生した後の対応について

(平成 17 年～平成 19 年に派遣労働者が被災した労働災害が発生した場  
合のみ記入してください。)

4-1 労働災害発生後、再発防止対策を講じましたか。

4-2 4-1 で「1 (講じた)」の場合、どのような対策を講じましたか。(複数  
回答可)

資格を取得させるよう 支援している	特に何もしていない	有資格者のみを採用又 は登録している
1	2	3

講じた	講じていない
1	2



(4-3 へ)

設備の安全化を派遣先に依頼した	1
安全衛生教育の実施を派遣先に依頼した	2
安全マニュアルの整備を派遣先に依頼した	3
保護具の貸与を派遣先に依頼した	4
自社において教育の実施やマニュアルの整備を行った。	5
自社において保護具の貸与を行った	6
その他 (自主点検結果報告書の記入欄に 7 と記入の上、括弧内に 具体的な内容を記入してください。)	7



(5-1 へ)

4-3 4-1 で「2（講じていない）」の場合、対策を講じていない理由は何ですか。（複数回答可）

対策がわからない	1
対策にかかる経費がない	2
すでに十分な対策を取っている	3
派遣先が協力してくれない	4
派遣先が実施した	5
その他（自主点検結果報告書の記入欄に5と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。）	6

第5 外国人の派遣労働者について  
（外国人の派遣労働者（特別永住者を除く。）を派遣している場合のみ記入してください。）

5-1 外国人の派遣労働者の労働災害防止のため、対策を講じていますか。

● 外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針の第3の3において、外国人労働者の安全衛生の確保に関して事業者が考慮すべき事項が掲げられています。

講じている	講じていない
1	2

(6-1へ)



5-2 5-1 で「1 講じている」の場合、どのような対策を講じていますか。（複数回答可）

安全衛生教育に当たり、外国人が理解できる言語の使用や写真、イラストの使用をしている	1
労働災害防止のための指示を外国人が理解できるよう必要な日本語教育、基本的な合図を習得させている	2
労働災害防止に関する標識、掲示について、図解等により外国人が理解できるようにしている	3
外国人に対して健康指導、健康相談を行っている	4
外国人向けに労働安全衛生法の内容に関するわかりやすい説明書を作っている	5
その他（自主点検結果報告書の記入欄に6と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。）	6

第6 派遣労働者を使用する上での安全衛生上の問題点や留意について

6-1 これまで、派遣労働者から安全や健康について苦情や要望が出されたことがありますか。

ある	ない
1	2

(6-3へ)



6-2 6-1で「1（ある）」の場合、それはどのような内容ですか。(複数回答可)

取り扱う機械や設備に関すること	1
作業の手順や方法に関すること	2
作業の環境に関すること	3
保護具に関すること	4
安全衛生教育に関すること	5
その他（自主点検結果報告書の記入欄に6と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。）	6

6-3 派遣労働者を使用する上での安全衛生上の問題点や留意していることについて何かありますか。(自由記入)

\* 以上で自主点検は終わりです。自主点検の結果、実施すべき事項について実施していないことがわかった場合は、早急に改善を図ってください。

\* 内容についてご不明な点等がある場合には、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお尋ねください。

# 労働安全衛生法等の適用

派遣元が責任を負う事項	派遣先が責任を負う事項
<p>職場における安全衛生を確保する事業者の責務 事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務 労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等 総括安全衛生管理者の選任等</p> <p>衛生管理者の選任等 安全衛生推進者の選任等 産業医の選任等</p> <p>衛生委員会 安全管理者等に対する教育等</p> <p>安全衛生教育（雇入れ時、作業内容変更時）</p> <p>危険有害業務従事者に対する教育</p> <p>中高年齢者等についての配慮 事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助</p> <p>健康診断 （一般健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取）</p> <p>健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置） 健康診断の結果通知 医師等による保健指導 医師による面接指導等</p> <p>健康教育等 体育活動等についての便宜供与等</p> <p>申告を理由とする不利益取扱禁止</p> <p>報告等 法令の周知 書類の保存等 事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助 疫学的調査等</p>	<p>職場における安全衛生を確保する事業者の責務 事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務 労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等 総括安全衛生管理者の選任等 安全管理者の選任等 衛生管理者の選任等 安全衛生推進者の選任等 産業医の選任等 作業主任者の選任等 統括安全衛生責任者の選任等 元方安全衛生管理者の選任等 店社安全衛生管理者の選任等 安全委員会 衛生委員会 安全管理者等に対する教育等 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 事業者の講ずべき措置 労働者の遵守すべき事項 事業者の行うべき調査等 元方事業者の講ずべき措置 特定元方事業者の講ずべき措置 定期自主検査 化学物質の有害性の調査 安全衛生教育（作業内容変更時、危険有害業務就業時） 職長教育 危険有害業務従事者に対する教育 就業制限 中高年齢者等についての配慮 事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助 作業環境測定 作業環境測定の結果の評価等 作業の管理 作業時間の制限 健康診断 （有害な業務に係る健康診断等、 当該健康診断結果についての意見聴取） 健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置）</p> <p>病者の就業禁止 健康教育等 体育活動等についての便宜供与等 快適な職場環境の形成のための措置 安全衛生改善計画等 機械等の設置、移転に係る計画の届出、審査等 申告を理由とする不利益取扱禁止 使用停止命令等 報告等 法令の周知 書類の保存等 事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助 疫学的調査等</p>

派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検表

(自主点検結果報告書)

平成20年 厚生労働省

(平成 年 月 日)

Table with 4 columns: 事業場の名称, 所在地, 電話番号, 代表者職氏名, 事業の種類, 点検者職氏名, 労働者数, 派遣労働者数, 人日

派遣労働者数は、人日で記入してください。(例:平成19年中に、10日の派遣期間の派遣労働者が5人、1年(稼働日250日)の派遣期間の派遣労働者が1人就業した場合 5人×10日+1人×250日=300人日)

労働災害発生状況 (括弧内は、外国人労働者のうち数を記入してください。)

Table with 7 columns: 被災者数(人), うち 不不休災害, うち 1月未満の休業災害, うち 1月以上の休業災害, 全体 (平成17年, 平成18年, 平成19年), うち派遣労働者 (平成17年, 平成18年, 平成19年)

- 自主点検の結果について、別添の「派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検表」の「点検結果」欄の該当番号等を、次の「点検結果」記入欄に記入の上、報告してください。
なお、別添の「派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検表」を提出していただく必要はありません。
本点検表を行政目的以外に使用することはありません。

点検結果

第1 派遣労働者の受入れについて

Table with 8 columns: 1-1 受入期間, 1日, 2日以上1週間以内, 1週間超1月以内, 1月超3月以内, 3月超6月以内, 6月超1年以内, 1年超

Table with 6 columns: A, B, C, D, E, F, G, H, I

第2 安全衛生管理体制及び活動について

Table with 10 columns: 2-1, 2-2, 2-3(複数回答可), 2-4, 2-5(複数回答可), 2-6, 2-7(複数回答可), 2-8, 2-9, 2-10

2-11で「1」の場合、2-12を記入

Table with 5 columns: 2-11, 2-12, 2-13(複数回答可), 2-14, 2-15(複数回答可)

第3 安全衛生教育について

Table with 4 columns: 3-1, 3-2, 3-3(複数回答可), 3-4

3-5で「1」の場合は、3-7を記入 3-9で「1」の場合は、3-10を記入

Table with 6 columns: 3-5(複数回答可), 3-6, 3-7, 3-8, 3-9, 3-10(複数回答可)

第4 労働災害が発生した後の対応について

Table with 8 columns: 4-1 受入期間, 初日, 2日以上1週間以内, 1週間超1月以内, 1月超3月以内, 3月超6月以内, 6月超1年以内, 1年超

Table with 4 columns: 4-2, 4-3, 4-4(複数回答可), 4-5(複数回答可)

第5 外国人の派遣労働者について

Table with 2 columns: 5-1, 5-2(複数回答可)

第6 派遣労働者を使用する上での安全衛生上の問題点について

Table with 2 columns: 6-1, 6-2(複数回答可)

Table with 1 column: 6-3(自由記入欄)

## 派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検表【派遣先用】

この自主点検は、派遣労働者に関する労働災害防止対策の状況を改めて点検していただくことにより、貴事業場における安全衛生水準の向上に役立てていただくものです。

点検項目	点検結果							
<p><b>第1 派遣労働者の受入れについて</b></p> <p>1-1 平成19年中に貴事業場で受け入れた派遣労働者の受入れ期間はどの程度ですか。 受入期間ごとに派遣労働者ののべ人数を記入してください。</p> <p>1-2 派遣労働者をどのような業務に就かせていますか。業務ごとに人数を記入してください。</p>	受入期間		のべ人数					
	1日							
	2日以上1週間以内							
	1週間を超え1月以内							
	1月を超え3月以内							
	3月を超え6月以内							
	6月を超え1年以内							
	1年を超える							
	業 務		人 数					
	A	情報処理システム開発等専門的な知識技術を要する業務等 <sup>注)</sup>						
	B	一般事務						
	C	物の加工						
	D	製品等の組立						
	E	機械の運転・操作						
	F	検査						
G	運搬							
H	梱包							
I	その他（自主点検結果報告書の記入欄の括弧内に具体的な内容を記入した上、人数を記入してください。）							
注) 労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">選任している</td> <td style="width: 33%;">選任していない</td> <td style="width: 33%;">該当しない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table>			選任している	選任していない	該当しない	1	2	3
選任している	選任していない	該当しない						
1	2	3						
<p><b>第2 安全衛生管理体制及び活動について</b></p> <p>2-1 総括安全衛生管理者を選任していますか。</p> <p>④ 表1に掲げる業種及び規模の事業場ごとに、総括安全衛生管理者</p>								

の選任が義務付けられています。(労働安全衛生法第10条)

- ㉞ 派遣中の労働者に関し、総括安全衛生管理者の選任は、派遣元・派遣先ともに事業者として義務を負います。(派遣法第45条)

表1

業種	常時使用する労働者数
① 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	100人以上
② 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300人以上
③ その他の業種	1000人以上

2-2 安全管理者又は安全衛生推進者を選任していますか。

- ㉞ 2-1の表1の①及び②の業種で、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、安全管理者の選任が義務付けられています。(労働安全衛生法第11条)
- ㉞ また、2-1の表1の①及び②の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられています。(労働安全衛生法第12条の2)
- ㉞ 派遣中の労働者に関し、安全管理者の選任は派遣先のみが、また、安全衛生推進者の選任は派遣元・派遣先ともに、事業者として義務を負います。(派遣法第45条)

2-3 2-2で「1(選任している)」の場合、安全管理者又は安全衛生推進者は、派遣労働者の安全管理に関し、どのような業務を行っていますか。(複数回答可)

注) 2-1、2-2、2-4、2-6及び2-8における「常時使用する労働者数」の算定に当たっては、派遣労働者を含める必要があります。

選任している	選任していない	該当しない
1	2	3

(2-4へ)

(2-4へ)



派遣労働者の危険を防止するための措置に関すること	1
派遣労働者の安全のための教育に関すること	2
派遣労働者に係る労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること	3
派遣労働者が就労する作業場等を巡視	4
派遣労働者の安全管理に関する業務は行っていない	5
その他(自主点検結果報告書の記入欄に6と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。)	6

2-4 衛生管理者又は衛生推進者等を選任していますか。

- ㊦ 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生管理者の選任が義務付けられています。(労働安全衛生法第 12 条)
- ㊦ また、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場においては、2-1 の表 1 の①及び②の業種の場合は安全衛生推進者の、それ以外の業種の場合は衛生推進者の選任が義務付けられています。(労働安全衛生法第 12 条の 2)
- ㊦ 派遣中の労働者に関し、衛生管理者又は衛生推進者等の選任は、派遣元・派遣先ともに事業者として義務を負います。(派遣法第 45 条)

2-5 2-4 で「1 (選任している)」の場合、衛生管理者又は衛生推進者等は、派遣労働者の衛生管理に関し、どのような業務を行っていますか。(複数回答可)

選任している	選任していない	該当しない
1	2	3

(2-6 へ)

(2-6 へ)



派遣労働者の健康管理のための措置に関すること	1
派遣労働者の衛生のための教育に関すること	2
派遣労働者が就労する作業場等を巡視	3
派遣労働者の衛生管理に関する業務は行っていない	4
その他 (自主点検結果報告書の記入欄に 5 と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。)	5

2-6 産業医を選任していますか。

- ㊦ 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、産業医の選任が義務付けられています。(労働安全衛生法第 13 条)
- ㊦ 派遣中の労働者に関し、産業医の選任は、派遣元・派遣先ともに事業者として義務を負います。(派遣法第 45 条)

選任している	選任していない	該当しない
1	2	3

2-7 派遣労働者を有害業務に就かせている場合、特殊健康診断を実施していますか。(複数回答可)

- ㊦ 次に掲げる有害業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後一定期間以内ごとに一回、定期的に特殊健康診断を実施することが義務付けられています。(労働安全衛生法第 66 条第 2 項)
  - ① 高圧室内又は潜水の作業に係る業務、②放射線業務、③特定化学物質の製造又は取扱い業務、④鉛業務、⑤四アルキル鉛等業務、⑥屋内作業場、タンク等の内部等における有機溶剤の製造又は取扱い業務

特定化学物質の特殊健康診断を実施	1
有機溶剤の特殊健康診断を実施	2
電離放射線の特殊健康診断を実施	3
じん肺健康診断を実施	4
その他の特殊健康診断を実施	5
該当する有害業務はあるが、実施していない	6
該当する有害業務がない	7

- ㊦ また、常時粉じん作業に従事する労働者に対し、就業時又はその後一定期間ごとに一回、定期的にじん肺健康診断を実施することが義務付けられています。(じん肺法第7条及び第8条)
- ㊧ 派遣中の労働者に関し、特殊健康診断、じん肺健康診断の実施は、派遣先のみが事業者として義務を負います。(派遣法第45条、46条)

2-8 安全委員会又は衛生委員会を設けていますか。

- ㊨ 表2に掲げる業種及び規模の事業場ごとに、安全委員会の設置が義務付けられています。(労働安全衛生法第17条)

表2

業 種	常時使用する労働者数
① 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業	50人以上
② 製造業(物の加工業を含む。上記①の業種を除く。)、運送業(上記①の業種を除く。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上

- ㊩ また、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生委員会の設置が義務付けられています。(労働安全衛生法第18条)
- ㊪ 派遣中の労働者に関し、安全委員会の設置は派遣先のみが、また、衛生委員会の設置は派遣元・派遣先ともに、事業者として義務を負います。(派遣法第45条)

2-9 2-8で「1(設けている)」の場合、安全委員会又は衛生委員会では派遣労働者の安全又は衛生に関する調査審議を行っていますか。

2-10 2-8で「1(設けている)」の場合、安全委員会又は衛生委員会への派遣労働者の参加の状況はどうか。

設けている	設けていない	該当しない
1	2	3

(2-11へ)

(2-11へ)

行っている	1
行っていない	2

参加している	1
参加していない	2

2-11 作業主任者又は作業指揮者（以下「作業主任者等」という。）の選任等が必要である作業に派遣労働者を従事させていますか。

● 次に掲げる作業など一定の作業については、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等を行わせなければなりません。（労働安全衛生法第 14 条）

① 5 台以上（自動送材車式帯のこ盤が含まれる場合は 3 台以上）の木材加工用機械を有する場合には当該機械による作業、② 5 台以上の動力プレスを所有する場合にはそのプレスによる作業、③ 高さ 2メートル以上の「はい」の「はい付け」又は「はいくずし」の作業、④ 特定化学物質を取り扱う作業、⑤ 有機溶剤を取り扱う作業

● 次に掲げる作業など一定の作業については、作業指揮者を定め、その者に当該作業を指揮等をさせなければなりません。（労働安全衛生規則第 151 条の 4、第 151 条の 48、第 257 条等）

① フォークリフト等荷役運搬機械の運転の作業、② 一つの荷でその重量が 100kg 以上のものを貨物自動車に積卸しする作業、③ 危険物を製造し、又は取り扱う作業

● 派遣中の労働者に関し、作業主任者等の選任等は、派遣先のみが事業者として義務を負います。（派遣法第 45 条）

2-12 2-11 で「1（従事させている）」と記入した場合、作業主任者等は、当該作業に従事する派遣労働者への指揮等も行っていますか。

2-13 2-12 で「1（指揮等を行っている）」の場合、作業主任者等は、当該作業に従事する派遣労働者について、どのような業務を行っていますか。（複数回答可）

従事させている	従事させていない	該当作業がない
1	2	3

(2-14 へ)

(2-14 へ)

指揮等を行っている	指揮等を行っていない	作業主任者等を選任していない
1	2	3

(2-14 へ)

(2-14 へ)

作業方法の決定	1
派遣労働者への作業の指示	2
派遣労働者に対する安全衛生教育	3
機械器具や工具の点検	4
保護具や安全装置の使用状況の監視	5
その他（自主点検結果報告書の記入欄に 6 と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。）	6

2-14 2-11 の作業（作業主任者等の選任等を必要としない作業）以外の作業において、派遣労働者を指揮等する者を定めていますか。

定めている	作業の一部について定めている	定めていない
1	2	3

(3-1へ)

2-15 2-14 で「1（定めている）」又は「2（作業の一部について定めている）」の場合、2-14 の「派遣労働者を指揮する者」は、当該作業に従事する派遣労働者について、どのような業務を行っていますか。（複数回答可）

作業方法の決定	1
派遣労働者への作業の指示	2
派遣労働者に対する安全衛生教育	3
機械器具や工具の点検	4
保護具や安全装置の使用状況の監視	5
その他（自主点検結果報告書の記入欄に6と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。）	6

### 第3 安全衛生教育について

3-1 派遣元における派遣労働者に対する雇入れ時教育はどのようになっていますか。

- ㊦ 労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければなりません。（労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条）
- ㊧ 雇入れ時の教育の実施は、派遣元が事業者としての義務を負いません。
- ㊨ 派遣先は、派遣元事業主が派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、派遣労働者が従事する業務に係る情報を派遣元事業主に対し積極的に提供するとともに、派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣労働者の安全衛生に係る措置を実施するために必要な協力や配慮を行うこととされています。（派遣先が講ずべき措置に関する指針の「17 安全衛生に係る措置」）

派遣元が実施している（確認している）	1
派遣元の実施に協力している	2
派遣元の依頼（委託）を受けて実施している	3
派遣元が実施しているかどうか確認していない	4

3-2 受入れ中の派遣労働者の行う作業内容を変更したとき、安全衛生教育を実施していますか。

実施している	実施していない
1	2

(3-5へ)

- ㊦ 労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければなりません。(労働安全衛生法第 59 条第 2 項)
- ㊦ 作業内容変更時の教育の実施は、派遣元・派遣先ともに事業者として義務を負います。(派遣法第 45 条)

3-3 3-2 で「1 (実施している)」の場合、どのような内容について安全衛生教育を行っていますか。(複数回答可)

機械等、原材料等の危険性又は有害性 及びこれらの取扱い方法に関すること	1
安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること	2
作業手順に関すること	3
作業開始時の点検に関すること	4
当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること	5
整理、整頓及び清潔の保持に関すること	6
事故時等における応急措置及び退避に関すること	7
立入禁止場所等の事業場において禁止されている事項に関すること	8
その他 (自主点検結果報告書の記入欄に 9 と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。)	9

3-4 3-2 で「1 (実施している)」の場合、教育に要する時間数は概ねどの程度ですか。

30 分未満	1
30 分以上～1 時間未満	2
1 時間以上～2 時間未満	3
2 時間以上～3 時間未満	4
3 時間以上～1 日未満	5
1 日以上	6

3-5 派遣労働者の安全衛生教育を実施する上で困難なことはありますか。  
(複数回答可)

教育を担当する者がいない	1
適当な教材がない	2
教育対象者が全員集まる機会がない	3
教育にかけられる時間がない	4
経費が高い	5
特にない	6
その他（自主点検結果報告書の記入欄に7と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。）	7

3-6 安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）が必要である業務に派遣労働者を就かせていますか。

㊦ 次に掲げる業務など一定の業務に労働者を従事させるときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する特別教育を行わなければなりません。（労働安全衛生法第59条）

①クレーン（つり上げ荷重5トン未満又は移動式クレーン（つり上げ荷重1トン未満）の運転、②玉掛け作業（つり上げ荷重1トン未満のクレーン（移動式クレーンを含む）に係るもの）、③フォークリフト等荷役機械（最大荷重1トン未満）の運転、④動力プレスの金型の取り付け、取り外し、調整、⑤アーク溶接

㊦ 派遣中の労働者に関し、特別教育の実施は、派遣先のみが事業者として義務を負います。（派遣法第45条）

3-7 3-6で「1（就かせている）」の場合、当該派遣労働者に対し、特別教育を実施していますか。

就かせている	就かせていない	該当業務がない
1	2	3

(3-8へ)

(3-8へ)



実施している	実施していない	派遣労働者が十分な知識、経験を有しており、実施する必要がない
1	2	3

3-8 資格を有する者でなければ従事させてはならない業務に派遣労働者を就かせることになったときに、あらかじめ必要な資格の取得の有無を確認していますか。

確認している	確認していない	資格を取得させている	該当業務に就かせていない
1	2	3	4

㉞ 次に掲げる業務など一定の業務については、都道府県労働局長の免許を受けた者等資格を有する者でなければ従事させてはいけません。(労働安全衛生法第 61 条)

①クレーン（つり上げ荷重 5 トン以上）又は移動式クレーン（つり上げ荷重 1 トン以上）の運転、②玉掛け作業（つり上げ荷重 1 トン以上のクレーン（移動式クレーンを含む）に係るもの）、③フォークリフト等荷役機械（最大荷重 1 トン以上）の運転、④ガス溶接

㉟ 派遣労働者の就業制限に関し、派遣先が事業者として義務を負います（派遣法第 45 条）。なお、派遣法第 45 条第 6 項において派遣元が無資格者を就業制限業務に派遣することを禁止しています。

3-9 派遣労働者が従事する作業について安全な作業のためのマニュアルや手順書等（以下「マニュアル等」という。）を作成していますか。

3-10 3-9 で「1（作成している）」の場合、マニュアル等には、どのような内容について定めていますか。

作成している	一部作成している	作成していない
1	2	3

(4-1 へ)

↓

機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事	1
安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事	2
安全な作業の実施方法に関する事	3
作業開始時の点検に関する事	4
当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事	5
整理、整頓及び清潔の保持に関する事	6
事故時等における応急措置及び退避に関する事	7
立入禁止場所等の事業場において禁止されている事項に関する事	8
その他（自主点検結果報告書の記入欄に 9 と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。）	9

第4 労働災害が発生した後の対応について

(平成17年～平成19年に派遣労働者が被災した労働災害が発生した場合のみ記入してください。)

4-1 労働災害に被災した派遣労働者は、受入開始からどの程度の期間で被災しましたか。受入期間ごとに、被災した派遣労働者ののべ人数を記入してください。

受入期間	のべ人数
初日	
2日から1週間以内	
1週間を超え2週間以内	
2週間を超え1月以内	
1月を超え3月以内	
3月を超え6月以内	
6月を超え1年以内	
1年を超える	

4-2 派遣労働者が被災した休業4日以上死傷災害発生後、労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告の写しを派遣元の事業者へ送付しましたか。

送付した	送付していない
1	2

Ⓢ 派遣先の事業者は、労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告の写しを派遣元の事業者へ送付することが義務付けられています。(労働者派遣規則第42条)

4-3 労働災害発生後、再発防止対策を講じましたか。

講じた	講じていない
1	2

(4-5へ)

4-4 4-3で「1(講じた)」の場合、どのような対策を講じましたか。(複数回答可)

↓	
設備の安全化を行った	1
安全衛生教育を実施した	2
安全作業マニュアルを整備した	3
標識等を整備した	4
保護具の貸与等を行った	5
その他(自主点検結果報告書の記入欄に6と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。)	6

→ (5-1へ)

4-5 4-3 で「2（講じていない）」の場合、対策を講じていない理由は何ですか（複数回答可）

対策がわからない	1
対策にかかる経費がない	2
すでに十分な対策を講じている	3
派遣元が対策を講じた	4
その他（自主点検結果報告書の記入欄に5と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。）	5

第5 外国人の派遣労働者について  
（外国人の派遣労働者特別永住者を除く。）を受け入れている場合のみ記入してください。）

5-1 外国人の派遣労働者の労働災害防止のため、対策を講じていますか。

㊦ 外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針の第3の3において、外国人労働者の安全衛生の確保に関して事業者が考慮すべき事項が掲げられています。

講じている	講じていない
1	2

(6-1へ)



5-2 5-1 で「1 講じている」の場合、どのような対策を講じていますか。（複数回答可）

安全衛生教育に当たり、外国人が理解できる言語の使用や写真、イラストの使用をしている	1
労働災害防止のための指示を外国人が理解できるよう必要な日本語教育、基本的な合図を習得させている	2
労働災害防止に関する標識、掲示について、図解等により外国人が理解できるようにしている	3
外国人に対して健康指導、健康相談を行っている	4
外国人向けに労働安全衛生法の内容に関するわかりやすい説明書を作っている	5
その他（自主点検結果報告書の記入欄に6と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。）	6

第6 派遣労働者を使用する上での安全衛生上の問題点や留意について

6-1 これまで、派遣労働者から安全や健康について苦情や要望が出されたことがありますか。

ある	ない
1	2

(6-3へ)



6-2 6-1で「1（ある）」の場合、それはどのような内容ですか。（複数回答可）

取り扱う機械や設備に関すること	1
作業の手順や方法に関すること	2
作業の環境に関すること	3
保護具に関すること	4
安全衛生教育に関すること	5
その他（自主点検結果報告書の記入欄に6と記入の上、括弧内に具体的な内容を記入してください。）	6

6-3 派遣労働者を使用する上での安全衛生上の問題点や留意していることについて何かありますか。（自由記入）

- \* 以上で自主点検は終わりです。自主点検の結果、実施すべき事項について実施していないことがわかった場合は、早急に改善を図ってください。
- \* 内容についてご不明な点等がある場合には、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお尋ねください。

# 労働安全衛生法等の適用

派遣元が責任を負う事項	派遣先が責任を負う事項
<p>職場における安全衛生を確保する事業者の責務            事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務            労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等            総括安全衛生管理者の選任等</p> <p>衛生管理者の選任等            安全衛生推進者の選任等            産業医の選任等</p> <p>衛生委員会            安全管理者等に対する教育等</p> <p>安全衛生教育（雇入れ時、作業内容変更時）</p> <p>危険有害業務従事者に対する教育</p> <p>中高年齢者等についての配慮            事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助</p> <p>健康診断            （一般健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取）</p> <p>健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置）            健康診断の結果通知            医師等による保健指導            医師による面接指導等</p> <p>健康教育等            体育活動等についての便宜供与等</p> <p>申告を理由とする不利益取扱禁止</p> <p>報告等            法令の周知            書類の保存等            事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助            疫学的調査等</p>	<p>職場における安全衛生を確保する事業者の責務            事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務            労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等            総括安全衛生管理者の選任等            安全管理者の選任等            衛生管理者の選任等            安全衛生推進者の選任等            産業医の選任等            作業主任者の選任等            統括安全衛生責任者の選任等            元方安全衛生管理者の選任等            店社安全衛生管理者の選任等            安全委員会            衛生委員会            安全管理者等に対する教育等            労働者の危険又は健康障害を防止するための措置                事業者の講ずべき措置                労働者の遵守すべき事項            事業者の行うべき調査等                元方事業者の講ずべき措置                特定元方事業者の講ずべき措置            定期自主検査            化学物質の有害性の調査            安全衛生教育（作業内容変更時、危険有害業務就業時）            職長教育            危険有害業務従事者に対する教育            就業制限            中高年齢者等についての配慮            事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助            作業環境測定            作業環境測定の結果の評価等            作業の管理            作業時間の制限            健康診断            （有害な業務に係る健康診断等、                当該健康診断結果についての意見聴取）            健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置）</p> <p>病者の就業禁止            健康教育等            体育活動等についての便宜供与等            快適な職場環境の形成のための措置            安全衛生改善計画等            機械等の設置、移転に係る計画の届出、審査等            申告を理由とする不利益取扱禁止            使用停止命令等            報告等            法令の周知            書類の保存等            事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助            疫学的調査等</p>